

平成 21 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

社債の期限の利益喪失に関するお知らせ

当社が発行いたしております下記の社債につき、社債要項及び関連諸契約に基づき、期限の利益を喪失することになりますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 期限の利益の喪失に至る経緯

当社は、平成 21 年 6 月 26 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、同日を償還期限とする株式会社日本エスコン第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本件第 2 回社債」といいます。）を償還することができず、それに伴い、当社が発行しております株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本件第 1 回社債」といいます。）、株式会社日本エスコン第 11 回無担保社債（株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定）及び株式会社日本エスコン第 12 回無担保社債（株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定）の各社債につきましても、それらの社債要項及び諸契約に基づき、同日の経過をもって期限の利益を喪失いたしました。

また、これを受けて、当社が発行しております下記の社債（以下「本件転換社債」といいます。）については、その社債要項上、その支払代理人である Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch（以下「Daiwa Securities SMBC Europe」といいます。）が当社に書面で通知することにより本件転換社債の全部を直ちに償還すべき旨を宣言することが可能な状態となっておりましたが、平成 21 年 6 月 26 日（日本時間 23 時 59 分）、Daiwa Securities SMBC Europe から、当社に対し、本件転換社債の全部を直ちに償還すべき旨を宣言する書面が、ファックスにて送付されました。このため、本件転換社債の社債要項及び諸契約に基づき、当該ファックスは発信から 24 時間後の同月 27 日に適法になされたものとみなされ、当社は、その 15 日後である同年 7 月 12 日に、本件転換社債の全部につき期限の利益を喪失することになります。

2. 期限の利益を喪失する社債

株式会社日本エスコン 2009 年 7 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
未償還額面総額 金 3,325 百万円
償還期限 平成 21 年 7 月 30 日

3. 今後の見通し

当社は、平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生 ADR 手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で、取引金融機関から借入金元本返済の一時停止措置を受けつつ、事業再生計画案の協議を行い、同年 9 月 28 日開催予定の債権者会議において事業再生計画に対する承認を得、同計画に基づき再生を図ることを目指しております。

本件第 2 回社債及び本件第 1 回社債についても、平成 21 年 6 月 26 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、社債権者説明会及び社債権者集会を開催し、事業再生 ADR 手続における取引金融機関に対する借入金元本返済の一時停止と同様、同年 9 月 28 日までの間、支払を猶予していただき、事業再生 ADR 手続における取引金融機関との間の事業再生

計画案の協議と併行するかたちで、その取扱いについて協議させていただく予定であります。

当社は、本件転換社債につきましても、早期に社債権者説明会又は社債権者集会を開催し、事業再生ADR手続に至った経緯及び事業再生ADR手続の現状等をご説明したうえ、本件第1回社債及び本件第2回社債と同様に、平成21年9月28日までの間、支払を猶予していただくことを予定しております。そして、事業再生ADR手続における取引金融機関との間の事業再生計画案の協議と併行するかたちで、本件転換社債の取扱いについて協議させていただく予定であります。

社債権者説明会等の詳細につきましては、確定し次第、当社ウェブサイトにてお知らせするとともに、当社が把握する限りの社債権者の皆様には個別にお知らせいたします。

以上